

# 久遠寺本『本朝文粹』卷第六における 藤原家点本の利用について

宇都宮 啓 吾

## 目次

- 一、はじめに
- 二、久遠寺本『本朝文粹』卷第六における濁音符の検討——問題の所在——
- 三、久遠寺本『本朝文粹』卷第六における合点付き訓法の素性
- 四、久遠寺本『本朝文粹』における藤原家点本の利用態度
- 五、おわりに

### 一、はじめに

漢文訓読史の問題を考えた場合、漢籍・仏典を中心に研究が進められてきた観がある<sup>(1)</sup>。その一方で、日本漢文に関する研究としては、『日本書紀』<sup>(2)</sup>や『高山寺本古往来』<sup>(3)</sup>、『本朝文粹』<sup>(4)</sup>、『将門記』<sup>(5)</sup>などといった個別の文献に関する訓読の研究も行なわれ、今後は、漢籍や仏典と同様に、体系的な把握が期待されるであろう。

しかし、日本漢文を対象とした漢文訓読史の問題に関する研究の現状では、未だ、個別の文献に関する訓読の実態を解明し、それらの成果を積み重ねていくといった段階に留まらざるを得ないように思われる。そこには、次のような問

題点が考えられる。

第一点として、日本漢文の訓点資料が漢籍や仏典ほどには多くの量を見出し得ておらず、日本漢文訓点資料の体系的把握に必要とされるだけの資料が整備されていないことが挙げられる。この点は、今後の資料の渉猟が期待される。

第二点として、漢籍における『群書治要』清原教隆加点本の如き漢籍の典型とも言うべき資料<sup>(6)</sup>を日本漢文訓点資料において想定し得ず、日本漢文訓読の実態に関する見通しを立てるに至っていない点が挙げられる。近年、漢籍や仏典に関する漢文訓読史研究においては、体系的把握から細分化の方向へと研究が進んでいるように思われるが、少なくとも漢籍、仏典というそれぞれの共通性を踏まえた上での研究動向と考えられる。しかし、日本漢文の文章は多種多様であり、漢籍や仏典と同等のレベルでの共通性を日本漢文全体を通じて見出すことは困難であり、日本漢文、日本漢文訓点資料の研究に対しては新たな研究の観点を導入する必要がある。

第三点として、漢籍における博士家や仏典における流派、祖点の存在といった問題を日本漢文訓読において導入することは個別の限られた文献については可能であろうが、それを全体へと広げることが困難である点が挙げられる。日本漢文の訓読に関しては、その訓読の非規範性や備忘的性格と言ったことも指摘されており、訓読法の検討の前提として、加点者の加点態度に関する検討が必要となり、ここにも研究の困難さが存する。この点については、日本漢文訓点資料を加点者の加点態度の観点から分類することも要求される。

右の他にも問題点が存するとは思われるが、主たるものとして以上を挙げてみた。これらの問題点の克服は、一朝一夕になされるものではないが、今後の検討を通してそれぞれの段階で為されるべきものであろう。稿者自身、右の問題については従来の検討の中で若干言及したところであり、とりわけ、日本漢文訓点資料の個別的検討を通して、日本漢文訓読の実態解明への方法を模索してきたところである。<sup>(10)</sup>そして、稿者は、従来より種々の日本漢文訓点資料の中でも『本朝文粹』の加点本に注目し、『本朝文粹』訓読の実態の解明を課題の一つとしている。

『本朝文粹』に注目すべきゆえんは、「当時のあらゆる文体を含んでいるといつても過言でなく、本書によって当時の文章の形式を知ることが出来る」<sup>(1)</sup>と言われるように、本文自体が文体史上においても重要な資料であると同時に、『資料1』に掲げた一条兼良の『尺素往来』によつても知られるごとく、その訓読が博士家の所管になり、訓読自体が重視されたことにある。

《資料1》 『尺素往来』

其外。国語。家語。帝範。臣軌。文選。百詠。遊仙窟。千字文。蒙求。楽府。琵琶行。長恨哥。白氏文集。(中略)  
玉篇。広韻。韻会。韻府。本朝文粹。和漢朗詠。及至。新朗詠。風土記。一々可。訓授。候。

つまり、『本朝文粹』の訓読を検討することによつて、種々の文章における訓読の実態が知られるのみならず、そうした種々の文章における各博士家の家説としての訓読の実態を知ることが可能となる点に注目出来る。言い換えれば、種々の文章の訓読の集成、又、加点者の加点態度といったものを具体的に知ることが出来る資料と言う点で、博士家加點という限られた場合ではあるものの、日本漢文訓読の一つの縮図、一つのモデルとして捉えることが可能なのではないかと考えている。実際、拙稿において久遠寺本『本朝文粹』(清原教隆加點)を対象として文章様式毎に訓法の異なることを述べたところである。<sup>(12)</sup>

その為、『本朝文粹』訓読の実態については今後とも検討すべき課題と捉え、この問題に関する検討を進めていきたいと考える。

先に述べた如く、『本朝文粹』訓読は漢籍と同様に博士家の所管であつた。この点から考えるならば、『本朝文粹』訓読においては漢籍訓読と同様に各博士家相互の交流の可能性も考えられる所である。

事実、『本朝文粹』の点本には異本注記が次の《資料2》ように存することからも、一書の中に他系統の本文や訓法の存在が知られ、他家点本の利用に基づく各博士家相互の交流の可能性が窺われる。

## 《資料2》

①秋風遊<sup>に</sup>一獵之士・又無<sup>シ</sup>臂<sup>ヒチマスル</sup>小<sup>ヒサスル</sup>鷹之野。(久遠寺本『本朝文粹』卷十二 下180・5)

②已<sup>にアリ</sup>居<sup>ニ</sup>可<sup>ニ</sup>封之屋<sup>上</sup>・詎<sup>か誰一本</sup>遺<sup>ニ</sup>不<sup>ニ</sup>遇之愁<sup>へ</sup>・乎。(久遠寺本『本朝文粹』卷第三 上83・13)

そこで、本稿においては『本朝文粹』の訓読の実態を解明する一階梯として、久遠寺本『本朝文粹』巻第六を対象に、『本朝文粹』訓読における博士家の交流という観点から他家点本の利用に関する考察を行ないたい。

## 二、久遠寺本『本朝文粹』巻第六における濁音符の検討——問題の所在——

本稿で対象とする久遠寺本『本朝文粹』は清原教隆の加点になる点本であり、このことは巻第六についても《資料3》に示した清原教隆加点を示す本奥書から知られる。

## 《資料3》久遠寺本『本朝文粹』巻第六の奥書

○文永八年此書者最明寺禪門之御時／仰故清原教隆真人終朱墨／之点而已

また、稿者自身も旧稿において久遠寺本『本朝文粹』が全巻を通じて清原家の家説に基づく訓読であろうことを考察

したところである。<sup>(13)</sup>

ところが、本書の巻第六を検討してみると、《資料4》として示したように清原家の所用とは言い難い濁音符「ㄱ」が認められ、且つ、この濁音符「ㄱ」は巻第六にのみ存するという点でも注目できる。

《資料4》 久遠寺本『本朝文粹』巻第六における濁音符「ㄱ」の存在

- ①老<sup>レ</sup>病<sup>コ</sup>。暗<sup>ソ</sup>期<sup>ニ</sup>。湯<sup>シ</sup>葉<sup>ト</sup>。不<sup>レ</sup>静<sup>ナ</sup>。(206・6)
- ②懸<sup>カ</sup>車<sup>シ</sup>。不<sup>レ</sup>幾<sup>イ</sup>・著<sup>ミ</sup>。形<sup>ノ</sup>。骸<sup>ヲ</sup>。而<sup>シテ</sup>。禪<sup>シ</sup>涙<sup>キ</sup>。(223・13)
- ③燕<sup>メ</sup>王<sup>ノ</sup>。求<sup>メ</sup>賢<sup>カ</sup>・郭<sup>ク</sup>。隗<sup>ク</sup>。為<sup>シ</sup>師<sup>ト</sup>。而<sup>シテ</sup>。四<sup>ノ</sup>方<sup>ヲ</sup>。競<sup>キ</sup>至<sup>ル</sup>。(235・11)

そして、この濁音符「ㄱ」の各博士家における使用状況については《資料5》の如く小林芳規博士の論が存する。

《資料5》 漢籍における濁音符

### ①明経道

「明経道における清原家と中原家とが、濁音符を用いたのは無論であるが、清原家では全て「ㄱ」のみを用いたのに対して、中原家では「ㄱ」をも用いた状態を窺うことが出来る。」

(小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』(東京大学出版会S42・3) 第五章「博士家各家の訓読法の特徴」第五節「漢籍の古点本に用いられた濁音符」)

### ②紀伝道

(参考)

久遠寺本『本朝文粹』巻第六における藤原家点本の利用について



《資料6》『本朝文粹』諸本の素性<sup>(14)</sup>

①久遠寺本『本朝文粹』巻第六

建治二年（一二七六）書写、朱点墨訓、清原教隆加點

「文永八年此書者最明寺禪門之御時／仰故清原教隆真人終朱墨／之点而已」

↓清原家の訓法

②醍醐寺本『本朝文粹』巻第六

延慶元年（一一三〇）書写、朱墨訓

「巻尾云延慶元年十一月十八日依少人之芳命／染禿筆了 執筆 沙門禪兼／長春丸之」

↓菅原家の訓法

③神田喜一郎博士旧蔵本『本朝文粹』巻第六

寛喜二年（一一三〇）書写、朱ヲコト点（紀伝点）墨仮名、寛実加點

↓藤原家の訓法

右の如く、②の醍醐寺本は菅原家の訓読を伝えており、③の寛喜本は藤原家の訓読を伝えていとされる。管見に入る限り、中原家や大江家の訓読を伝える『本朝文粹』巻第六の点本は知られておらず、本稿においては、久遠寺本との対照資料として右の二家の点本を用いる。

そこで、ここでは、久遠寺本における濁音符の示す読法が醍醐寺本と寛喜本との孰れかの読法と一致するかを検討することによって、濁音符「ゝ」の素性を検討する。

以下に、久遠寺本における濁音符「ゝ」の例を醍醐寺本・寛喜本と対照する。

久遠寺本『本朝文粹』巻第六における藤原家点本の利用について

I、久遠寺本における濁音符「ㇿ」の付された読法が醍醐寺本・寛喜本の二本の読法と一致する例(十四例)

【久遠寺本】

銀一青 (219・14)

冕ヘン (226・4)

顔一子 (226・9)

【醍醐寺本】

銀ニ青 (185)

冕ヘン (274)

顔カ子 (279)

【寛喜本】

銀ニ青 (15・18)

冕ヘン (20・9)

顔ニ子 (20・13)

II、久遠寺本における濁音符「ㇿ」の付された読法が醍醐寺本の読法とのみ一致する例(五例)

【久遠寺本】

飲クワン一コナル娛ナリ (220・1)

頑クワン一ホナリ魯 (226・12)

柔シウ一シウ臣 (239・7)

【醍醐寺本】

飲クワン一コナル娛ニ (186)

頑クワン一ホナリ魯 (282)

柔シウ一シウ臣 (444)

【寛喜本】

飲クワン一コナル娛ナリ (15・19)

頑クワン一ホナリ魯ナリ (20・16)

柔シウ一シウ臣 (28・17)

III、久遠寺本における濁音符「ㇿ」の付された読法が寛喜本の読法とのみ一致する例(三例)

【久遠寺本】

妻一孥ト (226・6)

形一骸 (223・13)

飢レイ一ナリ齡 (254・9)

【醍醐寺本】

妻一孥ト (276)

形ケイ一ケイ骸カ (242)

飢レイ一ナリ齡 (651)

【寛喜本】

妻一孥ト (20・10)

形ケイ一ケイ骸カ (18・15)

飢レイ一ナリ齡 (38・4)

IV、久遠寺本における濁音符「ゝ」の付された読法が寛喜本の読法とのみ一致する例（醍醐寺本には声点が施されていない点でIIIと異なる例）（六例：「期」の例が五例存する。）

【久遠寺本】	【醍醐寺本】	【寛喜本】
期 <sup>コ</sup> (25・8)	期 <sup>コ</sup> (263)	期 <sup>コ</sup> (19・16)
没 <sup>ホセシ</sup> (248・2)	没 <sup>イシ</sup> (561)	没 <sup>セシ</sup> (34・2)

V、久遠寺本における濁音符「ゝ」の付された読法が醍醐寺本・寛喜本の二本の読法とも一致しない例（三例）

【久遠寺本】	【醍醐寺本】	【寛喜本】
上 <sup>上</sup> 階 <sup>カ</sup> (231・14)	上 <sup>上</sup> 階 <sup>カ</sup> (346)	上 <sup>上</sup> 階 <sup>カ</sup> (24・6)

礼 <sup>レ</sup> 遇 <sup>ク</sup> (239・6)	礼 <sup>レ</sup> 遇 <sup>ク</sup> (443)	礼 <sup>レ</sup> 遇 <sup>ク</sup> (28・16)
書 <sup>シヤク</sup> 籍 <sup>セ</sup> (240・7)	書 <sup>シヤク</sup> 籍 <sup>セ</sup> (459)	書 <sup>シヤク</sup> 籍 <sup>セ</sup> (29・10)

VI、その他（二例）

【久遠寺本】	【醍醐寺本】	【寛喜本】
問 <sup>ニ</sup> (242・12)	問 <sup>ニ</sup> (491)	問 <sup>ニ</sup> (30・17)

以上の結果からすれば、久遠寺本の濁音符「ゝ」が示す読法はIから知られるように、醍醐寺本・寛喜本の両方と一

致する傾向にあることが知られる。その一方で、IIIとIVとを参考にするならば久遠寺本の濁音符が示す読法は寛喜本の読法と近いかとも窺われるが、IIやVの例の存することから積極的に孰れの博士家の訓読かを特定することは困難に思われる。

そこで、観点を変えて考察する必要がある。

### 三、久遠寺本『本朝文粹』巻第六における合点付き訓法の素性

先に述べた如く、久遠寺本『本朝文粹』巻第六においては濁音符の存在から他家訓読の利用の存在が窺われるものの、孰れの博士家の訓読かを特定するには至らなかった。そこで、ここでは久遠寺本『本朝文粹』巻第六における合点付き訓法を手がかりとして考察していききたい。

その理由としては、《資料7》の例のように当該箇所複数の訓読が存し、一方の訓読に合点が付されている以上、そこには加点者の積極的な意図が反映されているものと考えられ、ここでは、この点に着目して他家の訓読の存在を読みとろうとするものである。

#### 《資料7》

○今は其ノ妄

ヤウナルトキンハ  
ミクリナルコトヲ

知ニメ (227・1)

そこで、久遠寺本『本朝文粹』巻第六において合点付きの訓法が清原家の訓法を示しているのか、それとも他家の訓法と一致するものであるのかという観点から検討を試みることにする。

まず、久遠寺本『本朝文粹』巻第六における合点付き訓法の実態について示せば、《資料8》の如くなる。

《資料 8》 久遠寺本『本朝文粹』卷第六における合点付き訓法の実態

① 今は其ノ妄マウナルトキンハ 知ニメミタリナルコトヲ (227・1)

② 俄に本一望ミツクを交シ(テ) 纔に氏一爵アヅカに關ル。 (220・8)

③ 若(シ) 明一恩の「之」偏 无クは・何を一以(テ) 此の愁ウレシを遺コサン乎ヤ。 (229・1)

④ 聖一風相一伝(へ)て今復フヘン彼の如シ。 (233・5)

⑤ 文時・策一試シ(ノ)「之」次ツキ・当一時第一ナリ「也」。 (214・8)

久遠寺本『本朝文粹』卷第六における合点付き訓法の実態については、右の如く大きくは五つに分類できるようなものである。

①では、合点付き訓法が「妄」字を「ミタリナルコトヲ」と訓読しているのに対して、合点の付かない訓法が「マウナルトキンハ」と音読している例である。このような一字に対して合点付き訓法が訓読(訓読み)しているのに対して合点の付かない訓法が音読している例がこの①に類する。

②では、合点付き訓法が「氏爵」を「氏の爵」と訓読しているのに対して、合点の付かない訓法が熟語として漢音読している例である。このような二字の連続に対して合点付き訓法が熟語とせずに訓読しているのに対して合点の付かない訓法が熟語で音読している例がこの②に類する。

③では、合点付き訓法が「无偏」を「ブヘン」と熟語で音読しているのに対して、合点の付かない訓法が「偏无クは」と訓読している例である。このような二字の連続に対して、合点付き訓法が熟語で音読しているのに対して合点の付かない訓法が熟語にせず訓読している例がこの③に類する。

④では、合点付き訓法が「如彼」を「彼の如シ」と訓読しているのに対して、合点の付かない訓法が「彼ガ如シ」と訓読している例である。このように合点付き訓法と合点の付かない訓法とが同様に訓読(訓読み)していながらその読み添え訓や実詞訓の異なる例がこの④に類する。

⑤では、合点付き訓法が「当時」を呉音読しているのに対して、合点の付かない訓法が漢音読している例である。このように合点付き訓法と合点の付かない訓法とが同様に音読をしていながらその音の系統が異なる例がこの⑤に類する。

以上の如く、久遠寺本『本朝文粹』巻第六における合点付き訓法の実態を確認した上で、以下、その合点付き訓法の素性について具体的に検討していく。

### 1、久遠寺本の合点付き訓法が醍醐寺本・寛喜本の二本の訓法と一致する例

久遠寺本の合点付き訓法が醍醐寺本・寛喜本の二本の訓法と一致する例は、以下の如く認められる。

久…伏(シ)て一乞フ 乾。一臨。殊に雨一露。を降(セ) 山一城分一憂(ノ) 「之」秩(ヲ)を典(ル)に非(ス)は (212)

2)

① 醍…伏シテ乞ウ 乾。臨。殊ニ。雨露。ヲ降セハ山城分。憂(ノ) 「之」秩(ヲ)典(ル)に非(ス)は (74)

寛…伏(シ)て一乞(フ)・乾一臨。殊に雨一露。を降(セ)ハ山城分憂(ノ) 「之」秩(ヲ)を典(ル)ノミに非(ス)。(10)

8)



④ 久…俄に本<sup>ニ</sup>望<sup>ヲ</sup>を交<sup>シ</sup>(テ) 纒<sup>ニ</sup>氏<sup>ノ</sup>爵<sup>ニ</sup>関<sup>ル</sup>。(220・8)

醒…俄<sup>ニ</sup>本<sup>ニ</sup>望<sup>ヲ</sup>を交<sup>シ</sup>(シテ) 纒<sup>ニ</sup>氏<sup>ノ</sup>爵<sup>ニ</sup>関<sup>ル</sup>。(195)

寬…俄<sup>ニ</sup>本<sup>ニ</sup>望<sup>ヲ</sup>を交<sup>シ</sup>(シテ) 纒<sup>ニ</sup>氏<sup>ノ</sup>爵<sup>ニ</sup>関<sup>ル</sup>。(16・8)

久…舟<sup>ノ</sup>檝<sup>ヲ</sup>未<sup>ク</sup>乾<sup>カ</sup>《未<sup>ク</sup>》ル<sup>ニ</sup>急<sup>ニ</sup>に置<sup>テ</sup>浪<sup>ノ</sup>《之<sup>レ</sup>》岸<sup>ニ</sup>棹<sup>ニ</sup>ニス(224・10)

醒…舟<sup>ノ</sup>檝<sup>ヲ</sup>未<sup>ク</sup>乾<sup>カ</sup>《未<sup>ク</sup>》ル<sup>ニ</sup>急<sup>ニ</sup>二置<sup>テ</sup>。一浪<sup>ノ</sup>《之<sup>レ</sup>》岸<sup>ニ</sup>棹<sup>ニ</sup>ニス(252)

寬…舟<sup>ノ</sup>檝<sup>ヲ</sup>未<sup>ク</sup>乾<sup>カ</sup>《未<sup>ク</sup>》ル<sup>ニ</sup>急<sup>ニ</sup>に置<sup>テ</sup>。一浪<sup>ノ</sup>《之<sup>レ</sup>》岸<sup>ニ</sup>棹<sup>ニ</sup>ニス(19・7)

⑤ 久…[則] 双<sup>ニ</sup>晃<sup>ヲ</sup>晧<sup>ヲ</sup>葉<sup>ヲ</sup>。一県<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>月<sup>ニ</sup>に飛<sup>ト</sup>。(226・3)

醒…[則] 双<sup>ニ</sup>晃<sup>ヲ</sup>晧<sup>ヲ</sup>葉<sup>ヲ</sup>。一県<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>月<sup>ニ</sup>に飛<sup>ト</sup>。(274)

寬…[則] 双<sup>ニ</sup>晃<sup>ヲ</sup>晧<sup>ヲ</sup>葉<sup>ヲ</sup>。一県<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>月<sup>ニ</sup>に飛<sup>ト</sup>。(20・8)

⑥ 久…今は其<sup>ノ</sup>妄<sup>ヲ</sup>知<sup>リ</sup>ニメ。(227・1)

醒…今ハ其<sup>ノ</sup>妄<sup>ヲ</sup>知<sup>リ</sup>ニメ。(285)

寬…今は其<sup>ノ</sup>妄<sup>ヲ</sup>知<sup>リ</sup>ニメ。(21・2)

以上の検討から全体を見通した結果、久遠寺本『本朝文粹』巻第六における合点付き訓法は、寛喜本の訓法と一致することが知られる。先に述べた如く、寛喜本が藤原家の訓法であることからすれば、久遠寺本『本朝文粹』巻第六における合点付き訓法は、清原家の訓法ではなく、藤原家の訓法であると考えられる。つまり、濁音符「ゝ」の存在から窺

われた久遠寺本『本朝文粹』巻第六における他家訓読とは藤原家の訓読と考えられ、濁音符「。」が藤原家所用であることにも矛盾しない。

また、清原教隆と藤原家との交渉の存在については、清原教隆が藤原家点本を利用して『群書治要』に加点した旨が本奥書として次の《資料9》の如くに存しており、本書における藤原家の訓読の存在を外部徴証からも矛盾無く説明することができる。

#### 《資料9》

①藤原(式家) 敦綱加点本の利用…『群書治要』巻第三十九

「蓮華王院宝蔵御本奥書云／長寛二年清涼八月伏奉 綸命／謹以点進恐多魯魚之疑独招周／鼠之晒矣／ 河内守從五位上藤原朝臣敦綱／正元々年仲冬之候為進覧革命／勘文參華之次申出蓮華王院／宝■蔵御本校合之又写点了／ 直講清原(教隆花押)」

②藤原(式家) 敦周加点本の利用…『群書治要』巻第三十六

「点本奥云／長寛二年五月十五日／正五位下行大内記藤原朝臣敦周点進／文応元年孟冬之候為進上革／命勘〈文〉(右補) 參花之次申出蓮華王院／宝蔵御本校之点之了／直講清原(教隆花押)」

③藤原(式家) 敦経加点本の利用…『群書治要』巻第四十三

「本奥云／ 点校了／長寛二年五月十五日／ 散位從五位下藤原朝臣敦経点進」

④藤原(南家) 茂範加点本の利用…『群書治要』巻第十五

「此書一部先年於京都／書写了而当卷詔右／京兆茂範加点了爰／去文永七年十二月当／卷已下少々焼失了然間／以康有之本重書写点／校了康有本者以予／之焼失之本所書写也／于時建治二年八月二十五日 越州刺史(実

久遠寺本『本朝文粹』巻第六における藤原家点本の利用について

時花押／本奥云／本云正元々年極月廿八日／右〈京〉（右補）兆点給了蓋是去比／依詠申也」

右のような奥書の存在から点本に基づく清原教隆と藤原家との交流が窺われ、このようなことが『本朝文粹』においても存したとしても問題はない。

そして、この合点という注記の符号を用いている以上、そこには加点者の積極的な意図を看取することができ、この合点によって示された藤原家の訓読は、単なる書写・移点時の混入ではなく、清原家の訓読との対照を目的として藤原家点本が積極的に利用された結果と考えられる。また、その表示の方法として、音読とりわけ声調を問題とする箇所については藤原家所用の濁音符「ゝ」を用いて示し、<sup>(15)</sup>訓読全体に亘る問題については藤原家の訓読を合点を用いて示すという方法が採択されているものと理解できる。そして、濁音符の存在は、濁音符「ゝ」が清原家の所用ではないために結果として容易に他家点本の利用の存在（他家の訓読の存在）を明示する役割をも担い得る。

以上の結果、久遠寺本『本朝文粹』巻第六においては訓読全体に亘って藤原家の訓読が清原家家説としての訓読との対照を目的として利用されたものと考えられる。

#### 四、久遠寺本『本朝文粹』における藤原家点本の利用態度

今までの検討から、久遠寺本『本朝文粹』巻第六においては訓読全体に亘って藤原家の訓読が利用、参照されたことが知られた。そして、その表示の方法としては音読、とりわけ声調を問題とする箇所については藤原家所用の濁音符「ゝ」を用いて示し、訓読全体に亘る問題については藤原家の訓読を合点を用いて示すという方法が採択されている。

では、このような藤原家の訓読が巻第六のみのことであるのか、全巻に亘るものであるのかについて考えてみる。

但し、藤原家の訓読を窺わせる濁音符「ゝ」の使用は巻第六のみに限られているため、この点からの考察は困難であ

そこで、合点に関する検討が必要となるが、藤原家の訓読を伝えることが知られる資料は管見に入るところでは次の二本（巻第十三・巻第十四）であるため、ここでは、これら二本を対象として検討する。

《資料10》 藤原家の訓読を伝える『本朝文粹』諸本

①天理本『本朝文粹』巻第十三

鎌倉時代書写、墨訓、鎌倉時代中期加點

（奥書ナシ・但し、先行研究<sup>(16)</sup>により、藤原家の訓法を伝えるとされる。）

②真福寺本『本朝文粹』巻第十四

建保五年（一一二七）書写、朱点墨訓、藤原淳範加點

「弘安三年七月九日 西剋計畫書写畢／幸順（花押）／正応元年夷則九日以家説授／申已訖／散木藤淳範」

まず、久遠寺本の合点付き訓読の箇所と天理本の当該箇所とを比較する。

① 久…以て天―衆地―祇三界―四恩ニ廻―向ニす。 (221・3)

天…天衆地。祇。三界。四恩。ニ。廻向。ニ。セム。 (204・8)

久…一―生一―切の毒―葉の爲ニ中―所ト不<sub>下</sub>。 (224・12)

② 天…一。生<sub>イ</sub>一切の毒―葉ノ為ニ中<sub>イ</sub>ラ所不 (215・5)

久遠寺本『本朝文粹』巻第六における藤原家点本の利用について

久…攀<sup>シ</sup>縁<sup>イ</sup>（シテ）慙<sup>ク</sup>ル所<sup>イ</sup>無<sup>キ</sup>ニ非<sup>ス</sup>（ス）（231・2）

③ 天…攀<sup>シ</sup>縁<sup>イ</sup>シテ慙<sup>ク</sup>ル所<sup>イ</sup>無<sup>キ</sup>ニ非<sup>ス</sup>（217・1）

右の結果から、巻第十三においては久遠寺本の合点付き訓法の箇所と天理本の該当箇所とが一致することが知られた。つまり、巻第十三においても久遠寺本の合点付き訓法は藤原家の訓読を示していることが知られる。

次に久遠寺本の合点付き訓読の箇所と真福寺本巻第十四の当該箇所とを比較する。

① 久…玉<sup>ヲ</sup>卵<sup>ヲ</sup>共<sup>ニ</sup>「於」煙<sup>ヲ</sup>巢<sup>ニ</sup>に破<sup>ル</sup>（274・8）

真…玉<sup>ヲ</sup>卵<sup>ヲ</sup>共<sup>ニ</sup>「於」煙<sup>ヲ</sup>巢<sup>ニ</sup>に破<sup>ル</sup>（217・1）

② 久…平<sup>ノ</sup>素<sup>ニ</sup>に蘭<sup>ヲ</sup>採<sup>ト</sup>（リテ）以<sup>テ</sup>誠<sup>ニ</sup>を翹<sup>ル</sup>能<sup>レ</sup>不<sup>ス</sup>（274・8）

真…平<sup>ノ</sup>素<sup>ニ</sup>に蘭<sup>ヲ</sup>採<sup>ト</sup>（リテ）以<sup>テ</sup>誠<sup>ニ</sup>を翹<sup>ル</sup>能<sup>レ</sup>不<sup>ス</sup>

③ 久…耳<sup>一</sup>目<sup>一</sup>（ノ）触<sup>レ</sup>スル所<sup>ナ</sup>何<sup>ナ</sup>事<sup>ナ</sup>か悲<sup>ハ</sup>不<sup>ス</sup>（282・5）

真…耳<sup>一</sup>目<sup>一</sup>（ノ）触<sup>レ</sup>スル所<sup>ナ</sup>何<sup>ナ</sup>事<sup>ナ</sup>か悲<sup>ハ</sup>不<sup>ス</sup>

右の結果、巻第十四については、三例中二例(②③)が久遠寺本の合点付き訓法と一致していることが知られる。

以上のことからすると、久遠寺本『本朝文粹』においては巻第六のみならず、他の巻においても傾向としては合点付き訓法が藤原家の訓読を示しているのではないかと考えられる。つまり、全巻に亘る傾向として藤原家の訓法が合点によって示されているのではないかとの予想も立つところである。

この予想が正しいとすれば、現在において藤原家の訓読を伝えるとされる『本朝文粹』の点本が少なく、また、全巻に亘らない以上、久遠寺本『本朝文粹』の合点付き訓法の箇所を検討することによって藤原家の訓読(巻第六・巻第十三・

卷十四以外の文章における訓読の実態を知る手懸かりになるのではないかと考えられる。但し、濁音符「ゑ」が卷第六以外には存しない、又、他の巻での確認が困難である点に問題が残る、この点に関する検討は今後の課題と考える。とは言え、現段階の稿者の考えを述べるならば、藤原家は紀伝道の家であり、漢詩文を対象とすることからすれば、藤原家の訓読を示す場合、最も重視すべきは『本朝文粹』における漢詩文の箇所であり、久遠寺本『本朝文粹』では卷第六に相当する。それ故に、藤原家の訓法を示すのに最も重視すべき卷第六にのみ濁音符「ゑ」が用いられていることは、あながち、問題とは言えないかも知れない。即ち、久遠寺本『本朝文粹』においては全体を通して藤原家点本を利用してゐるものの、最も重視すべき卷第六にだからこそ、その重視すべきことを明示する役割を含めて濁音符「ゑ」を用いたとも考えられそうである。

## 五、おわりに

以上の検討から、久遠寺本『本朝文粹』卷第六において濁音符「ゑ」と合点付き訓法が藤原家の訓読を示していることが知られた。また、今後の課題とすべきではあるが、この点は久遠寺本『本朝文粹』全巻に亘ることではないかとの予想も立てられるところである。

また、本稿では本文に関する詳細な検討は行なわなかったが、次の如く、本書における合点付き校異箇所は、藤原家の訓読を伝える点本（卷第六・卷第十三・卷第十四）と一致しており、この点からも本書が藤原家の点本を利用したことが窺われる。

- ① 久・直幹・〔於〕<sup>ルイ</sup>累・葉刺<sup>エ</sup>史（ノ）〔之〕家ニ生レ（テ）（卷六 208・13）  
醍・直幹・〔於〕<sup>手</sup>累・葉刺<sup>エ</sup>史（ノ）〔之〕家ニ生レテ（醍醐寺本 30）

久遠寺本『本朝文粹』卷第六における藤原家点本の利用について

② 久・庸才以て臺<sup>ト</sup>閣<sup>ノ</sup>「之」(ノ) 月を攀<sup>ツ</sup>可<sup>レ</sup>(カラ) 不(卷六 20・8)

醍<sup>ニ</sup>庸<sup>ノ</sup>才<sup>ト</sup>以<sup>テ</sup>臺<sup>ト</sup>閣<sup>ノ</sup>「之」(ノ) 月ヲ攀<sup>ツ</sup>可<sup>レ</sup>(カラ) 不(醍醐寺本 52)

仮に、先に示した予想、本書が全巻に亘って藤原家の点本を利用したとする予想が首肯されるならば、現在報告されていない藤原家点本の本文・訓読の実態が本書の合点から窺われることになる。そのような点において、合点付き校異箇所が異本研究に関する手懸かりをも提示するものと考えられる。今後は、この点に関する検討も必要になると思われる。

以上、本稿では濁音符と合点とを手懸かりとすることで久遠寺本『本朝文粹』における他家点本の利用について考察してきた。本書においては、これらの他にも「イ・イ本」「本・一本」といった注記も存し、これらは、藤原家の訓読や本文と一致しないものも存する。その為、これらについての考察も今後必要となる。

本稿の如き検討も含め、『本朝文粹』訓読に関する検討を更に進めていくためには、『本朝文粹』諸本の涉獵と系統・訓法などの多岐に亘る個別的な精査・解明が必要となる。このようなことを踏まえた上で、『本朝文粹』訓読の全体像を解明していきたい。そして、このような検討を積み重ねていくことによつて、将来的に日本漢文訓読の体系的把握へと発展させていきたい。

## 注

(1) 築島裕「訓点語研究の足跡を辿って」(『訓点語と訓点資料』93 H 6・3)によつても窺われる。

(2) ①石塚晴通「国語資料としての日本書紀古訓」(国語学会研究発表会 S 49・11 要旨『国語学』100 S 50・3)

②築島裕・石塚晴通『東洋文庫蔵岩崎本日本書紀』(S 53)

③石塚晴通『図書寮本日本書紀 本文篇・索引篇・研究篇』(S 55、56、59)

他

- (3) 小林芳規「国語資料としての高山寺本古往来」〔高山寺本古往来表白集〕高山寺典籍文書綜合調査団編 東京大学出版会 S 47・3)
- (4) ①小林芳規「訓点解説 三 本朝文粹卷第十三の訓点」〔平安詩文残篇〕天理図書館善本叢書 八木書店 S 59・9)  
 ②山本秀人「久遠寺本本朝文粹清原教隆点の訓法について——助字の訓法を中心に——」〔鎌倉時代語研究〕14 H 3・10)  
 ③小林芳規「醍醐寺藏本朝文粹卷第六延慶元年書写本の訓点について」〔研究紀要〕12 醍醐寺文化財研究所 H 4・3)  
 ④拙稿「紅葉山文庫蔵「令義解」序との比較から観た久遠寺本『本朝文粹』所収「令義解序」の訓法——久遠寺本『本朝文粹』の訓読の二側面——」〔国文学攷〕134 H 4・6)
- ⑤拙稿「『本朝文粹』訓読における文章様式と訓法との相関性について——久遠寺本を手懸かりとして——」〔大谷女子大國文〕26 H 8・3)
- (5) 鈴木恵「真福寺本将門記に於ける助字の訓法と読添の方法」〔鎌倉時代語研究〕12 H 1・7)
- (6) 小林芳規「平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究」(東京大学出版会 S 42・3) 序章「研究資料の整理と検討」第一節「訓読語法に基く訓点資料の分類」において、『群書治要』清原教隆加点本を漢籍訓読の対象資料として挙げている。
- (7) 注(1) 論文より窺われる。
- (8) 峰岸明「平安時代古記録の国語学的研究」序章「記録語研究の意義と構想」第二節「記録語・記録体の概要」に詳しい。峰岸博士によれば日本漢文を漢籍系・仏典系・実用文体といった観点から分類されており、訓点資料の分類である漢籍・仏典といった観点が日本漢文には包摂されており、日本漢文としての全体像の多様性が知られる。
- (9) 小林芳規「和化漢文に於ける口頭語資料の認定」〔鎌倉時代語研究〕12 H 1・7)
- (10) 注(4) ④⑤論文
- 17 H 6・5)
- (11) 『日本古典文学大辞典』(岩波書店 S 59・10)「本朝文粹」の項(大曾根章介)
- (12) 注(4) ⑤論文

久遠寺本『本朝文粹』巻第六における藤原家点本の利用について

(13) 注(4) ④論文

(14) 注(4) ③論文

(15) 紀伝道における字音読と明経道における字音読とが異なることについては、沼本克明博士によって指摘されており、『平安鎌倉時代に於ける日本漢字音に就ての研究』武蔵野書院 S 57・3)、清原家所用の濁音符「ゝ」を用いずに濁音符「ゝ」を用いたことはこの点を反映した結果とも考えられるが、今後の検討を俟ちたい。

(16) 注(4) ①論文

〈付記〉

本稿は、第二十一回鎌倉時代語語研究会夏期研究集会（H 8・8、於比治山大学）における口頭発表を基にまとめたものである。席上、小林芳規先生、山本秀人氏より貴重な御教示を賜った。記して深謝申し上げる次第である。